

送付6-13陳情審査部分抜粋

令和6年10月25日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、②送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書についてです。委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。

はい、白川委員。

○白川委員 先ほどはすみませんでした。今回のもの、同じ方のようなんですが、繰り返しが多いなというように感じました。実際に文字数を数えたわけではないですが、内容的には、私の体感では9割ぐらい同じことが書かれてあるというふうに思います。つい1、2か月前に話し合ったことを、またここで話し合うといのは、効率上私はよくないと思います。

○小野委員長 はい。こちらは、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書についてのご意見ということでよろしいですか。

○白川委員 はい。

○小野委員長 それでは引き続き…はい、大坂委員。

○大坂副委員長 この陳情に関しては、1月30日に本当に1年近く前に出されたもので、当時を振り返ってみると、逮捕が起きた時期の直後に出された陳情で、非常に区政も混乱している中で、我々としてもしっかりと様子を、まず確認したうえで判断しなければいけないというような状況から、約9か月にわたり継続審査として、審査を続けてきたものになるんですけども、一方で、状況がある程度落ち着いた中で、一定の結論は、この段階で出さなければいけないのかなというふうには考えています。改めて陳情書を見てみると、上段の部分については、神田警察通りに関する様々な事実と陳情者の意見が散見されるというところで、なかなかこの議会運営委員会という中で、個別の案件についての精査を深めていくということは、これはなかなかそぐわないかなというふうには思っているんですけど、最後のこの陳情書に関する一番最後の3行のところですね。ここが恐らく陳情者の趣旨になろうかと思うんですけども、今、改めて読まさせていただきますと、千代田区とその役人たちの悪い体制を指摘、さらに一新して、区民に真実を伝え、信頼できる町づくりができる千代田区にして頂けるようにご指導いただくと、ここが陳情者の陳情内容のかなというふうには考えるんですけども、一方で我々区議会として、区に対して指導するというのが、果たしてどうなのかというところはあるんですけども、ここについて、区議会の役割というところで、指導するような立場になるというふうには考えるのかどうか、事務局の方から何があればご説明をお願いします。

○小野委員長 はい、局長。

○石綿局長 ご質問の件でございますが、いわゆる一般論として、二代表制というふうに区長部局と議会、位置付けられているかと思うんですけども、こちらの関係性に関しては、基本的にはどちらも住民代表ということで、そこは対等な関係であるということは、一般的にはいわれているかなというところでありまして、この指導いただきたいというのをどう読むかということもあるにはありますけれども、一般論でいうとそこは対等な関係として、議会に関しては議案なりを審査してそこでチェックをしていくという役割がありまして、どちらが上か下かということではないかなと思っております。

○大坂副委員長 ありがとうございます。なかなか指導するというのが、どういうふうにくみ取るのかというところで判断は変わってくるのかもしれないですが、やっぱりここに

令和6年10月25日 議会運営委員会（未定稿）

については、私としては違和感が少しあるのかなというふうには思っています。ただ一方で、千代田区のここの書いている文面どおりにいうと、役人たちの悪い体制を指摘というところについては、議会としては執行体制がしっかりとっているかどうかの確認をするというのは一番大きな役割ではあるので、そここの趣旨については賛同はするわけなんですけれども、陳情書全体をそっくり採択するとかしないとかそういうところではなく、改めてですね、こういった事件が起きて、様々な混乱がある中で、我々区議会としてはどういうふうに区と接していけばいいのか、その辺については、しっかりと受け止めた上で、この陳情というのは、なかなかその採択、不採択、審査にそぐわないというところでお返しするのがいいのかなというふうに考えているんですけども、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい、小枝委員。

○小枝委員 今の太田委員からのご提案がありました。今改めて見ておりますけれども、方向性としては今現段階においてはもしかしたらそれは内容的にはそれでいいのかもしれないと、また、二元代表ですから対等平等だということもあるので、千代田区議会そのものも、しっかりと信頼できる街づくりを努めなければならないし、区民に真実をきちんと伝えていかなければならないという立場だと思います。取り扱いというよりもなんですけれども、これに関して、ここの議運のやり取りというのが当時、特別委員会が無い中で、わりと官製談合の主たる議論の場になっていたようなところがあるんですけども、議運がかつてずっと議事録等を一切アップしないような体制でいたのですが、割とこの中がこういったやり取りの場になったこともあって、昨年のある段階から議事録をちゃんと載せてくださいねというふうに申し上げていたんですけども、今の段階になっても昨年の議運のやり取り、例えば不可解なやり取りなときに、重篤な病気であるというようなことや委員長の処遇についてのやり取り、一身上がと行ってやったやり取りについても議事録にアップされていないんですね。こちら辺は、この陳情云々のことではないんですけども、問われているということは同じことだと思うので、そこは是非、可及的速やかにアップする体制を整えていただきたいということと、方向性においては現段階でこれを再発防止の方に、百条の方は再発防止の方に送ってもいいんじゃないかと思いましたがけれども、この件について送るといって、若干難しいところがあるかもしれないので、行政においても議会においても心してこの体制で臨むということでお返すのでよろしいのではないかと思います。

○小野委員長 はい、永田委員。

○永田委員 ここでいう役人たちの悪い体制というのは、一般論で言っているわけではなくて、行政が妨害行為と、この陳情者の方たちの行為を妨害行為、妨害者だと言っているということ、そういうことを言う役人、役所の体制が間違っている、悪い体制だと言っているわけであって、それは議会の立場、議員それぞれ違うということを見ると、それを一般論としてとらえて、この趣旨を我々が納得というか同意することはできない、我々は議決が終わったこの神田警察通りの工事を妨害行為があるのであれば妨害行為だと認識しておりますので、ここは立場が違うので判断はできませんということはどうでしょうか。議会の立場が様々なのでということ。

○小野委員長 はい、ありがとうございます。ご意見ありがとうございます。よろしいですかね。今回ですね、ご意見いろいろいただきまして、具体の事例も上に書いてはあるんですけども、先ほどありましたとおり、そもそも二元代表制という中で、私たちがどうい

送付6-13陳情審査部分抜粋

令和6年10月25日 議会運営委員会（未定稿）

うことを議会としてやっていくかという中で、例えば議事録の公開などについても、今鋭意進めていただいているところではありますので、開かれた議会というところはもちろん引き続きやりつつ、それぞれの議会の立場、中でも議員それぞれで考えも違いますので、今回は個別案件ということではなくて…ちょっと一旦休憩させていただきます。

午後1時53分休憩

午後1時56分再開

○小野委員長 それでは再開します。お待たせいたしました。議事録についての答弁ですね。局長。

○石綿局長 一点、小枝委員の方で、先ほどお話がございました議運の記録でございますが、これがネット上で公開させていただいているものが2種類ほどございまして、なるべくタイムラグないように、未定稿の状態を出しているホームページ、それからもう一つは議事録検索システムの方で確定稿としてお出しているものと、その2種類があるがゆえにちょっとどちらかでは一瞬それが見えないということは生じていたかもしれませんが、今現状としては、昨年度に関しては確定稿の方で検索システムでご覧いただけますので、念のためお伝えいたします。

○小野委員長 はい、小枝委員。

○小枝委員 ただ今のご説明で了解いたしました。ありがとうございました。

○小野委員長 それでは、今皆さまにそれぞれご意見いただきました本陳情の取り扱いについてなんですけども、ご意見にありましたとおり、今回審査にそぐわないので、これにて審査を終了させていただくということで陳情者にお返ししてもよろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい、ありがとうございます。